

議案第66号

大田原市公の施設の障害者等の利用に係る使用料等の減免に関する条例の制定
について

大田原市公の施設の障害者等の利用に係る使用料等の減免に関する条例を別紙のとおり
制定する。

平成25年9月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市公の施設の障害者等の利用に係る使用料等の減免に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第24条の規定に基づき、障害者及びその介護者の公の施設（以下「施設」という。）の利用に係る使用料又は料金（以下「使用料等」という。）を減額又は免除（以下「減免」という。）することにより、障害者及びその介護者の経済的負担の軽減並びに障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において対象となる「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けているもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 この条例において「介護者」とは、障害者に現に付き添って施設を利用する者（障害者1人につき、障害者に付き添っている者が2人以上いる場合は、1人に限る。）をいう。

(使用料等の減免)

第3条 市長は、障害者又はその介護者が施設を利用する場合は、当該施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより使用料等を減免することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。